



愛媛イメージアップキャラクター
みきやん

えひめ発の 規制緩和提言

～地域の実情を汲み取った実効性のある規制緩和の実現へ～

平成25年7月

愛媛県地方分権改革
プロジェクトチーム

えひめ発の規制緩和提言

目 次

はじめに

1	社会経済情勢の変化と課題	1
2	政府の経済対策	3
3	日本経済の再生に向けて	4
4	本提言のねらい	4
5	チーム愛媛による規制緩和提言（主なもの）	5
6	提言内容個別シート	6
1	地域経済の潜在力を活かした経済活動の推進	7
2	経済活動を支える住民生活の基盤づくり	15
3	自治体の創意工夫による地域経済の活性化	20
	おわりに	25

はじめに

現在、政府は経済対策として、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」そして「新たな成長戦略（日本再興戦略）」の、いわゆる「三本の矢」を実施することにより、日本経済を停滞から再生、そして更なる高みへと飛躍させ、成長軌道へと定着させようとしています。

第三の矢である「成長戦略」では、産業基盤の強化、課題をバネにした新たな市場の創造、拡大する国際市場の獲得、の3点を優先的に取り組むべき課題として打ち出し、それらの実現に向けて、異次元のスピードで政策を実行することとされており、中でも「成長戦略」の重要な基盤である「規制改革」については、その突破口として「国家戦略特区」の創設が打ち出されています。

日本経済の再生に向けては、こうした国が行うマクロ政策に加えて、それぞれの地域において、消費の拡大や企業の増収・増益、賃金・所得の向上など「地域経済の活性化」に向けた取組みを行い、地域において実需を創出していくことが極めて重要となります。

地域経済の活性化に向けた取組みを加速させるため、まずは、現場の視点に立ち、財政負担が少なく、スピード感を持って実施できる「分権の視点からの規制緩和」を行うことが重要ではないかと考えます。本提言は、このような現状認識から、行政の現場を担う県・市町職員、民間企業等からの声を基に、地域経済の活性化に資する建設的な提言を集約し、「チーム愛媛」による現場起点の提言としてとりまとめたものです。

本提言が、地域の実情を汲み取った実効性のある規制緩和の実現につながり、日本経済再生の一助となることを期待します。

平成 25 年 7 月

愛媛県地方分権改革
プロジェクトチーム

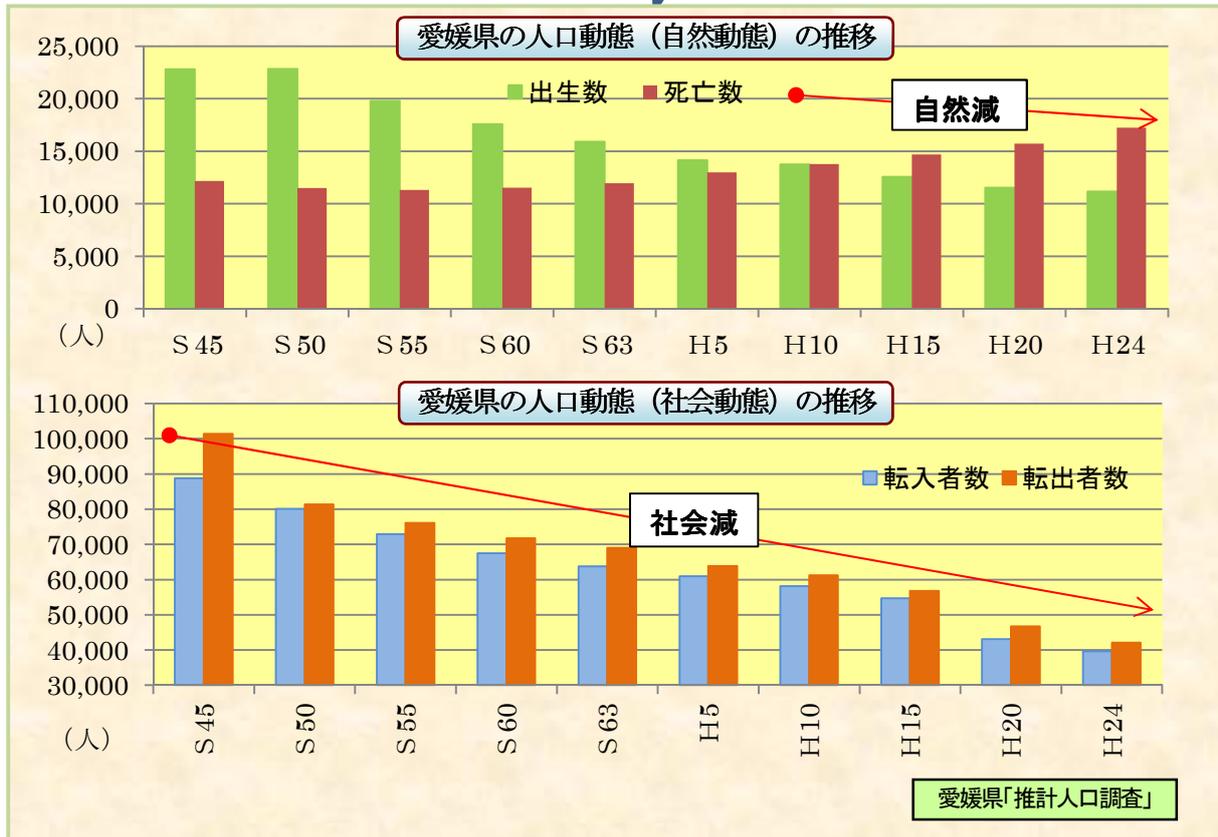
1

社会経済情勢の変化と課題

(1) 人口の減少

若者層の流出等による人口減少で
地域の担い手が減少

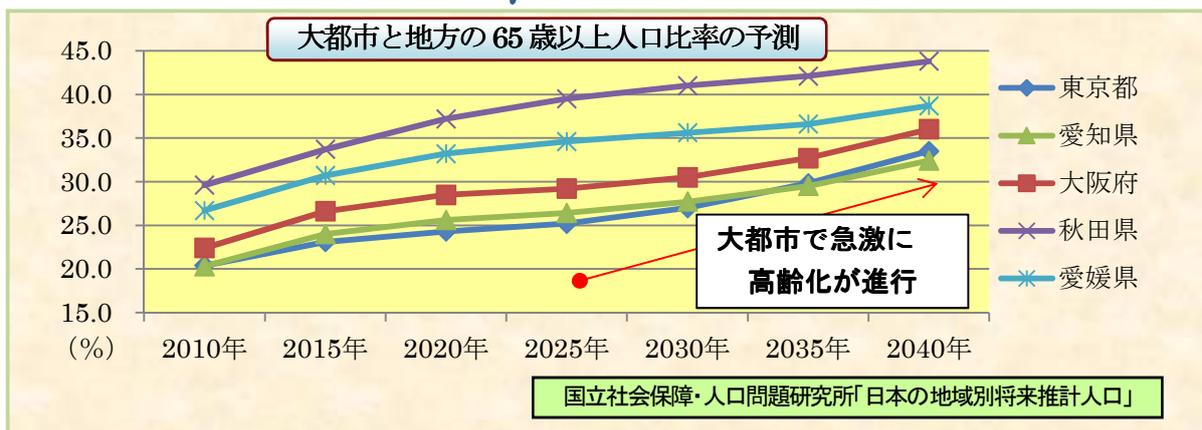
地域経済の持続が困難



(2) 大都市の急激な高齢化

大都市の急激な高齢化

消費志向の変動や労働力人口の減少など、
大都市の社会・経済状況の変化に伴い、
需給両面から地方経済にも大きく影響

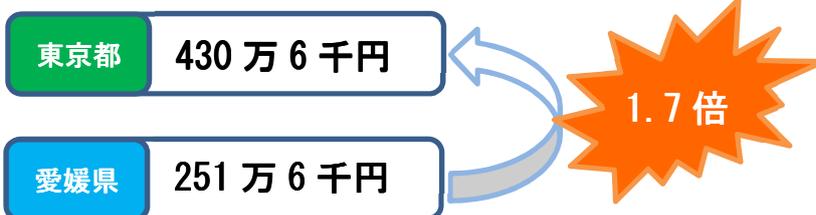


1

社会経済情勢の変化と課題

(3) 中央と地方の格差

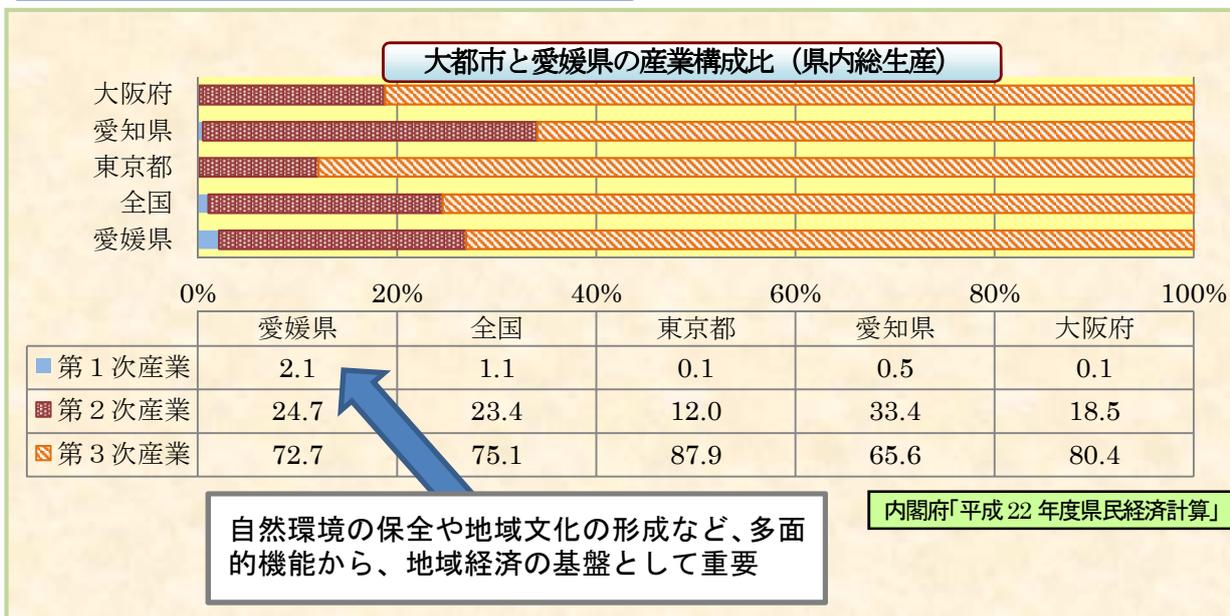
1人当たり県民所得



(4) 多様な産業特性

- ・愛媛県の産業構成
全国と比較して第1・2次産業が高い
- ・愛媛県が日本一の生産品
タオル、紙製品、柑橘類、真珠等

- ・地域資源を最大限活用できる
仕組みが必要
- ・地域の経済活動を活性化して、
足腰の強い経済基盤を構築





【第一の矢】

デフレマインドを一掃

大胆な金融政策



【第二の矢】

湿った経済を発火

機動的な財政政策



【第三の矢】

企業や国民の自信を回復し、
「期待」を「行動」へ変える新たな成長戦略
(日本再興戦略)

成長への道筋

民間の力を
最大限引き出す

- 産業の新陳代謝とベンチャーの加速
- 規制・制度改革と官業の解放の断行

全員参加・世界で勝てる
人材を育てる

- 女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す
- 若者も高齢者も、もっと自分の能力を活かして生き生きと働ける社会にする
- 日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる

新たなフロンティアを
作り出す

- オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興する
- 世界に飛び出し、そして世界を惹きつける

日本経済の再生

デフレからの脱却

10年間の平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度の実現を目指す
→10年後に1人当たり名目国民総所得の150万円以上の拡大が期待



地方経済に関する視点も重要

3

日本経済の再生に向けて

大胆な金融政策

日本産業再興プラン

- ・産業の新陳代謝
- ・雇用制度改革・人材力強化
- ・科学技術革新強化 …

新たな成長戦略

戦略市場創造プラン

- ・健康寿命の延伸
- ・クリーンエネルギー需給
- ・次世代インフラの構築 …

機動的な財政政策

国際展開戦略

- ・戦略的通商関係構築
- ・海外市場の獲得
- ・国内のグローバル化の促進

① 異次元のスピードによる政策実行、②「国家戦略特区」を突破口とする改革加速

世界的な視点で
日本を見る



国家戦略特区

- ・総理主導で大胆な規制改革等を実行
- ・世界からの投資を惹きつけるインパクトのある案件が対象
- ・特区の数は限定（大都市を想定）

リンク

地域が求める「**現場の視点に立った規制緩和**」による
きめ細やかな経済対策



人口・産業構造等
地域独特の課題

分権の視点からの
規制緩和の実施

地域ごとの実需の創出
→地域経済の活性化

財政負担が少なく費用対効果の高い経済対策
すぐにできることからスピード感を持って実施

国と地方とが一体となって、「常に進化していく成長戦略」を展開

4

本提言のねらい



日本経済の再生を願う気持ちは国も地方も同じ

行政の現場を担う職員、民間企業等からの声を集約して
「チーム愛媛」で国へ提言

地域の実情を汲み取った実効性のある規制緩和の実現



地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

輸出手続の迅速化、農業の競争力強化、企業への過重な負担の見直しを行い、地域資源を活用した経済活動を推進する。

- ・対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大
- ・農業制度資金の貸付年齢制限の緩和
- ・自家発電施設を有する事業者の電力小売の規制緩和
- ・大規模小売店舗法に係る変更手続の簡素化



経済活動を支える住民生活の基盤づくり

仕事と家庭を両立できる環境の整備や地域に応じた介護・福祉サービスの提供などにより、経済活動を支える住民生活の基盤をつくる。

- ・保育所における保育士配置基準の見直し
- ・訪問看護ステーションの看護職員配置基準の緩和
- ・教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化



自治体の創意工夫による地域経済の活性化

自治体が自主・自立の覚悟を持って、自己責任において地域振興に取り組み、創意工夫を最大限発揮して、地域経済を活性化する。

- ・農地転用許可に関する権限の移譲
- ・過疎地域における自治体バスによる貨物輸送に係る規制緩和
- ・企業立地促進条例による地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和

えひめ発の規制緩和提言

6 提言内容個別シート

- 1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進
 - (1) 輸出を振興するための手続の迅速化 [提言 1～3]
 - (2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援 [提言 4～8]
 - (3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和 [提言 9～12]
 - (4) 企業への過重な負担の見直し [提言 13～16]

- 2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり
 - (1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備 [提言 17～19]
 - (2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供 [提言 20～23]
 - (3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備 [提言 24～27]

- 3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化
 - (1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲 [提言 28～30]
 - (2) 地域振興のための地方の独自性の発揮 [提言 31～33]
 - (3) 地域経済を支える企業活動への支援拡大 [提言 34～35]

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(1) 輸出を振興するための手続の迅速化

提言1 対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大

提言	現行の国内4検査機関に加えて、希望する都道府県については、保健所での衛生証明書の発行を可能とする。
規制の根拠	厚生労働省通達
支障事例	厚生労働省が平成21年11月、中国向け衛生証明書の発行を国内4つの検査機関に移行したことにより、検査機関から遠い輸出業者が、輸出当日に「証明書の原本」を入手できないため、中国向けの鮮魚輸出が停滞している。
効果	中国への水産物の輸出手続に係る負担を軽減し、迅速化されることにより、輸出を拡大する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(1) 輸出を振興するための手続の迅速化

提言2 輸出証明書（原産地証明）の申請窓口の一元化

提言	輸出する商品ごとに異なっている輸出証明書（原産地証明）の申請窓口について、これまでの窓口に加えて県内に一元的な窓口を設置し、ワンストップサービスを実施する。
規制の根拠	農林水産省通知
支障事例	申請先が遠く、かつ水産加工品など、申請先がわかりづらい場合もあり、証明書発行に時間を要している。 【現在の申請先】 食品（加工品）：中国四国農政局 酒類：高松国税局 水産物：水産庁 例）加工品については、原材料に占める水産物の割合に応じて、50%以上であれば水産物扱い、50%未満であれば食品扱いとなる。
効果	輸出業者の事務手続に係る負担を軽減し、迅速化されることにより、輸出を拡大する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(1) 輸出を振興するための手続の迅速化

提言3 EU向け輸出水産食品取扱施設の認定等手続の一元化

提言	輸出水産食品取扱施設に係る認定等についての審査を行う機関を、国に一元化する。
規制の根拠	厚生労働省通知
支障事例	EUとの国家間協議が必要となるため、県では実質的な審査ができないにもかかわらず、厚生労働省の取扱要領により、地方厚生局の事前了解の上で県が認定や変更承認を行う重層的な審査となっており、認定及び変更承認に余計な日数を要している。
効果	認定及び変更承認が迅速になり、輸出業者の機動的な対応が可能となる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

提言4 農業制度資金の貸付年齢制限の緩和

提言	農業経営に必要な資金を長期かつ低利で融資する農業制度資金のうち日本政策金融公庫資金について、後継者がいない個人農業者の場合、60歳の年齢制限が設けられているが、これを地域の実情に応じた設定を可能とする。
規制の根拠	日本政策金融公庫貸付基準
支障事例	近年、農業就業者の平均年齢は高齢化しており、企業等を退職後に本格的に農業に従事する者など65歳を超えて農業を営んでいる農業者も多いが、年齢制限があるために資金の借入れを断念せざるを得ない場合や、年齢制限を超えて融資を受けるため、別途認定農業者としての認定を受けるなどの負担が生じている場合がある。
効果	高齢農業従事者の資金の選択肢を広げ、円滑な資金調達を可能とすることにより、農業を活性化する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

提言5 中小企業信用保険制度の対象業種に農業分野を追加

提言	建設業など、農業以外の中小企業者が農業分野に進出する際に、円滑な資金調達を可能とするため、中小企業信用保証制度の対象業種に農業分野を追加する。
規制の根拠	中小企業信用保険法
支障事例	「中小企業信用保険制度」は農業分野が対象となっておらず、中小企業者は利用できず、農業分野への新規参入の妨げとなっている。
効果	地域の中小企業の農業分野への新規参入を促進することで、農業の活性化につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

提言6 強い農業づくり交付金（共同利用施設整備）の採択要件の緩和

提言	一定の規模を有し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るための取組と認められるものであれば、交付金の採択要件である共同利用要件を緩和する。
規制の根拠	強い農業づくり交付金実施要綱
支障事例	交付金の採択要件に「受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上」という条件があるため、個人農業者は、大規模な経営を行っている場合であっても、交付金を活用することが困難となっている。
効果	意欲ある個人農業者による交付金の活用を促進することで、農業の競争力強化につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

提言7 果樹共済の共済目的の迅速な設定

提言	県の果樹農業振興計画で生産を振興している新品種については、迅速に共済目的に追加できるような仕組みとする。
規制の根拠	農業災害補償法
支障事例	農業災害補償法で共済目的の品種が定められているが、本県が生産の振興を図っている「紅まどんな」「甘平」「せとか」は、現在（H25.6月末時点）共済目的に入っていないため、自然災害等により減収があっても補償されない。
効果	県として生産を推奨している品種を栽培する果樹農家に対し、迅速にセーフティネットが確立され、それにより新品種の普及が加速するとともに、果樹農家の経営安定につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(2) 農業の競争力強化を実現するための実効性のある支援

提言8 鳥獣被害に対する狩猟期間の通年設定

提言	現在冬季に設定されている狩猟期間を、比較的安全性の高い囲いわな及び箱わなについては、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画（以下「計画」）に基づき、通年設定できるよう規制を緩和する。
規制の根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
支障事例	現在の狩猟期間は11/15～2/15で、イノシシ、シカについては計画により11/1～3/15に設定されているが、計画による狩猟期間の延長は、鳥獣保護法で定める期間（10/15～4/15）を越えることはできない。 年中捕獲を行う必要のあるイノシシやシカについては、狩猟期間外は個別の被害に応じて有害鳥獣捕獲の許可を要するため、被害への迅速な対応ができない。
効果	有害鳥獣の捕獲数を増加させ、農作物の被害を減少させる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和

提言9 自家発電設備を有する事業者の電力小売の規制緩和

提言	電気事業法の特定供給に係る要件である「構内・密接な関係を有する事業者」について、公道をはさむ同一企業の事業所への供給や同一敷地内で一定の関係を有する他企業への供給を認めるなど、要件を緩和する。
規制の根拠	電気事業法
支障事例	自家発電設備を有する工場が、公道で分断されると、電気事業法が定める「構内」の定義に合致しないため電気の供給ができない。 また、自社敷地内の遊休地を貸与している企業等へも、電気事業法が定める「密接な関係」の定義が妨げとなり、供給できない。
効果	電力の有効活用を図ることにより、企業の経営効率化や電力の安定供給を推進する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和

提言10 LED照明等の導入に対する補助制度の拡充

提言	現在の補助制度は、大規模な設備改修や小規模事業者に対するものに限られているため、補助要件を見直す。
規制の根拠	各補助金要領
支障事例	少額な設備改修や中規模事業者の利用が困難となっている。 【現状の補助制度】 エネルギー使用合理化事業者支援補助金【資源エネルギー庁】 補助事業：LED照明の導入など省エネ設備導入事業 補助対象者：法人及び青色申告を行っている個人事業者 補助金額：100万円～50億円 補助対象経費：300万円以上（補助率 1/3） エネルギー使用合理化事業者支援補助金（小規模事業者実証分）【中小企業庁】 補助事業：上記と同様 補助対象者：小規模事業者（商業・サービス業：従業員5人以下、製造業・その他：同20人以下） 補助金額：50万円以下（補助率 1/3）
効果	LED照明設備の導入を促進することで、省エネの推進や電気料金の節減につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和

提言 11 再生可能エネルギー事業への耕作放棄地の活用促進

提言

耕作放棄地を活用した再生可能エネルギー事業に対しては、長期間安定して事業を継続することを担保する措置を講じた上で、農地に関する規制を緩和する。

規制の根拠

農地法、農業振興地域の整備に関する法律

支障事例

耕作放棄地の活用策として太陽光発電事業を行う場合においても、農地法や農業振興地域の整備に関する法律の規制の対象となるため、事業を断念するケースが見受けられる。

効果

再生可能エネルギー事業の創出による地域経済の活性化や農地の有効利用の推進につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(3) エネルギーを有効に活用するための規制緩和

提言 12 バイオディーゼル燃料（BDF）混和燃料の一部非課税化

提言

BDFの普及を図るため、軽油引取税の脱税防止対策を図った上で、軽油特定加工業者が販売するBDF混和燃料について、BDF分を非課税とする。

規制の根拠

地方税法

支障事例

BDFは製造費が高価なことから、普及が進んでいない。また、BDF100%の場合は軽油引取税の課税の対象とはならないが、その場合、BDF混和燃料に比べ性能が劣る。

効果

環境に優しいBDFの普及を促進する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(4) 企業への過重な負担の見直し

提言 13 大規模小売店舗立地法に係る変更手続の簡素化

提言	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」）に基づく必要駐車台数を満たす収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8ヶ月の変更制限を緩和する。
規制の根拠	大規模小売店舗立地法
支障事例	駐車場の収容台数を減少させる場合、指針に基づく必要駐車台数を満たした範囲内の変更の場合でも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。
効果	事務手続に関する小売業者の負担を軽減する。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(4) 企業への過重な負担の見直し

提言 14 医療機器製造所の製造・管理体制に係る調査の効率化

提言	医療機器製造所の製造・品質管理体制に係る調査について、厚生労働省令（QMS省令）のうち国際標準化機構基準（ISO13485）と共通する部分は、QMS適合性調査の前にISOの基準に適合していることを確認できれば、QMS基準に適合しているものとして調査を簡素化し、重複する調査の効率化を図る。
規制の根拠	薬事法、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
支障事例	QMS省令は、医療機器等の製造管理及び品質管理の国際的な整合を図るために、ISO13485を踏まえて作成されたものの、これまでの規制の経緯から、一部に薬事法上の追加要求事項がある。 そのため、ISOを取得した医療機器製造所は、それぞれの適合性調査を受けるなど、重複した対応が必要となっている。
効果	医療機器製造所の調査に関する負担が軽減され、医療機器の調査に要する時間が短縮されることにより、先進的な医療機器を迅速に患者へ提供できるようになる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(4) 企業への過重な負担の見直し

提言 15 医療機器製造販売業における品質保証責任者及び安全管理責任者の資格要件の緩和

提言

医療機器製造販売業における「品質保証責任者」及び「安全管理責任者（第一種医療機器製造販売業者の場合に必要）」の資格要件のうち、実務経験要件については、講習の受講等を条件とすることで緩和する。

規制の根拠

薬事法、厚生労働省令

支障事例

医療機器産業への新規参入業者にとって、医療機器製造販売業における「総括製造販売責任者（平成 24 年 8 月に実務経験を廃止）」の確保はできても、「品質保証責任者」及び「安全管理責任者」は、3 年以上の実務経験が必要となっていることから、人材の確保が困難となっており、製造販売業の許可を得るための高い障壁となっている。

効果

ものづくり技術を持つ地域企業の医療健康産業への新規参入が促進され、医療機器産業の成長や地域経済の活性化につながる。

1 地域資源の潜在力を活かした経済活動の推進

(4) 企業への過重な負担の見直し

提言 16 旅客船の船舶点検頻度の緩和

提言

旅客船について、近年の技術革新や船舶の規模、運航距離、経年等を考慮した上で、実態に即した検査期間とする。

規制の根拠

船舶安全法

支障事例

旅客船の定期点検は5年ごと、中間検査は毎年とされているが、近年の船舶は著しく性能が向上しトラブルが減少しているにもかかわらず、従前からの検査期間が適用されている。当該検査の費用負担は大きく、事業者の経営を圧迫する一因となっている。

効果

運航会社の負担が軽減され、運賃の低廉化や航路の維持につながる。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備

提言 17 保育所における保育士配置基準の見直し

提言	待機児童が発生している自治体又は発生が危惧される自治体の実情を踏まえ、保育士の配置基準について、保育の安全に配慮した受入れ態勢などを整備した上での緩和を可能とする。
規制の根拠	児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
支障事例	<p>平成 24 年 4 月 1 日現在、全国的には、3 歳未満児が待機児童全体の約 80% を占めており、愛媛県内の待機児童数（国の定義に基づくもの）は少数であるものの、待機児童にカウントされない児童や、親の就業や病気などによる一時的な待機児童の増加などの潜在的なニーズへ対応する必要がある。</p> <p>このような状況にもかかわらず、保育士の配置基準がネックとなって、3 歳未満児を受け入れることができる保育所が不足している。</p> <p>【保育士の配置基準】 乳児：おおむね 3 人につき 1 人以上 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児：おおむね 6 人につき 1 人以上 満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児：おおむね 20 人につき 1 人以上 満 4 歳以上の幼児：おおむね 30 人につき 1 人以上</p>
効果	待機児童の発生を防止又は抑制することにより、子育て世代の社会進出を促進する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備

提言 18 認定こども園における自園調理義務付けの見直し

提言	3 歳未満児についても、食事の提供に際して外部搬入を可能とする。
規制の根拠	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
支障事例	幼稚園にとっては、幼保連携型認定こども園へ移行するために調理施設を整備する負担は非常に大きく、また自園調理のための職員の確保も必要となるため、自園調理の義務付けが高い壁となり、認定こども園への移行をあきらめるケースが生じている。
効果	幼稚園から認定こども園への移行を促進して、多様な保育ニーズに対応する環境を整備する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(1) 仕事と家庭を両立できる環境の整備

提言 19 放課後子どもプラン推進事業の運用改善

提言	放課後対策として「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」を実施する際の、国庫補助要件の緩和などを行う。
規制の根拠	放課後子どもプラン推進事業実施要綱
支障事例	国庫補助の対象となるのは、 <ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ：児童 10 人以上のクラブ・放課後子ども教室：年間 250 日未満、1 日あたり 4 時間までの事業費であり、山間部や島嶼部の小規模な小学校では、児童クラブが対象児童 10 人未満で開設できず、やむを得ず子ども教室で児童クラブの役割を担うことになると、補助対象日数を超過して開設するよりほかはなく、運営が困難となっている。
効果	放課後対策をきめ細かく実施できる環境を整備することにより、保護者の就労等を支援し、児童の健全な育成を推進する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供

提言 20 訪問看護ステーションの看護職員配置基準の緩和

提言	看護職員の配置基準を、被災地での特例措置と同等の、常勤 1 人以上（東日本大震災の被災地での特例措置と同等）に緩和する。
規制の根拠	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
支障事例	常勤換算で 2.5 人以上の看護職員を配置する必要があり、看護職員の確保が困難なことにより、訪問看護ステーションの普及が進んでいない。
効果	看護師確保の困難性を解消し、訪問看護ステーションの普及を促進する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供

提言 21 短期入所生活介護事業者の指定に係る基準の緩和

提言	通所介護事業所等の事業参入を促進するため、小規模での運営が可能となるよう利用定員や人員等の基準を緩和する。
規制の根拠	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
支障事例	利用定員(単独施設:20人以上)や医師の配置などの基準が高く、短期入所生活支援事業への参入が進んでいないため、通所介護事業所において介護保険対象外で全額自己負担の「お泊りデイ」を利用するケースが増加するなど、短期入所へのニーズが十分に満たされていない。
効果	<ul style="list-style-type: none">・指定短期入所介護事業者が増加することにより、在宅介護を推進する。・これまで「お泊まりデイ」を実施していた事業者が介護保険法上の指定を受けることにより、利用者の負担を軽減し、法に基づく適切なサービスを受けることができる。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供

提言 22 軽費老人ホームA型・B型の入所定員等の緩和

提言	軽費老人ホームA型・B型について、入所定員や人員配置基準を緩和する。
規制の根拠	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
支障事例	国はA型・B型からケアハウスへの移行を目指しているが、老朽化等により入所希望者が減少しているものの、入所定員(50人以上)を減らすことができず、一定の人員配置が必要であるため、厳しい経営状況が続き、資金難からケアハウスへの移行がかなわない施設が多くなっている。
効果	施設の経営状況を改善し、ケアハウスへの移行を促進する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(2) 地域の実情に応じた介護・福祉サービスの提供

提言 23 離島地域への事業者参入を促進するための介護報酬算定基準の緩和

提言	離島地域での事業者参入を促進するため、介護保険制度の枠組みの中で、市町による、報酬単価の加算率の地域の実情に応じた設定を可能とする。
規制の根拠	介護保険法、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省令）
支障事例	離島地域は、介護サービスに係る経費が割高で人材の確保が困難であることから、現行制度の範囲内で加算を行っているにもかかわらず、事業者の参入が進まないため、十分なサービス量が確保できていない。
効果	市町の判断でのインセンティブ措置の導入を可能とすることにより、地域の実情に合った介護サービスの提供を可能とする。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備

提言 24 教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化

提言	最低限の履修科目数を定めた上での届出制とするなど、教育課程の特例校制度に係る事務手続を簡素化する。
規制の根拠	学校教育法施行規則
支障事例	学校又は地域の特色を生かし学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成・実施できる「教育課程特例校制度」の指定を受けるには、計画書等を添えて国へ申請する必要があるため、書類審査等に時間を要することから、この制度を積極的に活用することが難しくなっている。
効果	科目の重点化や、より高度な内容を学習する科目の設定など、各学校の特色を生かした教育が推進されることにより、多彩な人材育成につなげる。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備

提言 25 学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和

提言	産業教育施設整備に対する交付金の対象となる下限額の引き下げや、補助対象の拡充を行う。
規制の根拠	学校施設環境改善交付金交付要綱
支障事例	交付対象が、実験・実習装置については1千万円以上、ソフトウェアについては「主たる1種類」となっており、装置の低価格化や多様なソフトを利用した教育の一般化などの実態に即していない。
効果	必要な実験・実習装置の整備や老朽化している機器の速やかな更新等ができることにより、職業教育を活性化し人材育成に繋げる。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備

提言 26 市町村立学校建物の耐震診断に係る事務手続の簡素化

提言	建築主事を置く自治体での確認業務の実施を可能とする。
規制の根拠	公立学校建物の耐震診断等実施要領
支障事例	公立学校建物の耐震化対策における国庫補助の適用にあたっては、文部科学省の実施要領により、市町教育委員会の担当者による診断と、県教育委員会等の技術職員による確認を要するとされている。 このため、現在本県では土木部職員の協力を得て確認を行っているが、県立学校の耐震化関連業務もあり、市町村立学校に係る事務が滞る場合がある。
効果	耐震診断を迅速に完了させることにより、学校建物の耐震化を促進する。

2 経済活動を支える住民生活の基盤づくり

(3) 地域経済を担う人材育成のための環境整備

提言 27 獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和

提言	獣医師養成系大学の入学定員に係る規制を緩和する。
規制の根拠	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（文部科学省告示）
支障事例	獣医師養成系大学は、全国に16大学（定員930人）、西日本に国公立の5大学（定員165人（全国定員の17.7%））があるものの、四国には1つもない。そのような状況の中、収容定員が増加する獣医師養成系大学の設置等が認められておらず、自治体勤務獣医師や産業動物診療獣医師などの不足の一因となっている。
効果	獣医師の地域偏在の是正により、教育機会を増やすとともに、大学を拠点とした地域振興につなげる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲

提言 28 農地転用許可に関する権限の移譲等

提言	<ul style="list-style-type: none">・4ha超の農地転用許可について都道府県に許可権限を移譲する。・2ha超4ha以下の農地転用にあたっての、農林水産大臣への協議を廃止する。
規制の根拠	農地法
支障事例	<ul style="list-style-type: none">・4ha超の農地転用許可については農林水産大臣の権限となっているが、申請にあたっては知事の意見書が必要なため、県が事実上の審査を行ったうえで、国においても同様の審査を行っており、許可までに長期間を要する。・大臣への協議案件については、知事による農地転用案件に比べ協議時間を要し、許可までに長時間を要する。
効果	申請から許可までの期間の短縮によって、農業以外の土地利用との調整や地域の要望に対し、より迅速に対応することが可能となり、地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施することができる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲

提言 29 商工会議所・商工会に関する権限の移譲と法整備

提言	<ul style="list-style-type: none">・商工会議所の設立認可等の権限を都道府県に移譲する。・商工会議所と商工会の合併について、手続や税制面での軽減措置などを定める規定を整備する。
規制の根拠	商工会議所法、商工会法
支障事例	<ul style="list-style-type: none">・定款変更箇所が複数ある場合で、国の所管する部分と都道府県が所管する部分がある場合、国、都道府県の両方へ申請しなければならない。・商工会議所と商工会の合併について法整備がなされていないために、両者が合併するには、どちらかの団体が解散しなければならず、手続が煩雑なことや、資産譲渡の際に軽減税率の適用にならないなどの不利益が生じる。
効果	<ul style="list-style-type: none">・都道府県が認可権限を持つことにより、地域の実情に即した効率的・効果的な事務が行えるとともに、申請者の負担が軽減される。・両団体の合併が促進され、機能強化により自治体内での一体的な地域活性化の担い手となる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(1) 自治体が自主性を発揮するための権限の移譲

提言 30 LPガス法、電気工事業法、電気用品安全法、ガス事業法における指導権限等の地方自治体への移譲

提言	<ul style="list-style-type: none">・事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合に国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。・事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所管する消費者行政や消防行政との連携という観点から、事業所の所在する基礎自治体が所管することとする。・国が所管する製品の製造・輸入に関する事務を都道府県へ移譲する。
規制の根拠	各事務を所管する法令
支障事例	<ul style="list-style-type: none">・県域を越えて事業所を設置している事業者は、都道府県では指導できず二重行政となっており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。・基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携した対応が効果的であるが、当該事務は県（一部国）が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。・県域内で製品の製造・輸入を営む事業者への指導等の事務については、立入検査等の監督が重要となるが、事業所からも遠く、地域との関係が薄い国の出先機関においては、効率的・効果的な監督ができない。特に、違反や事故があった場合の迅速・機動的な対応が難しい。
効果	<ul style="list-style-type: none">・地域の事業所に対して地域で統一した指導を行うことができる。・基礎自治体が所掌する事務との連携がより密接となる。・立入検査等の事務が効率化し、警察や消防との連携も促進される。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(2) 地域振興のための地方の独自性の発揮

提言 31 過疎地域における自治体バスによる貨物運送に係る規制緩和

提言 市町が運行するコミュニティバス等において、地域の実情に応じて、効率的な貨物運送が可能となる「有償での貨物輸送」や「旅客の予約がない便での貨物のみの運送」を行うことができるよう、弾力的な運用を可能とする。

規制の根拠 道路運送法

支障事例 民間バス事業者（一般乗合旅客運送事業者）については、道路運送法 82 条により、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」と規定されているが、市町が運行するバスは、それを可能とする道路運送法上の規定がない。

そのため、生活物資や農産物等は、有償又は荷物のみでの貨物運送ができない。

効果 運送手段の限られた過疎地域において、貨物も含めた効率的な運送を行うことが可能となる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(2) 地域振興のための地方の独自性の発揮

提言 32 簡易宿所（一般の民宿）の床面積基準の特例の対象拡大

提言 現在農林漁業者に限り認められている、民宿を営業する際の床面積基準等の特例について、対象を拡大する。

規制の根拠 旅館業法

支障事例 宿泊に田舎体験を取り入れるニーズは高まっているが、非農林漁業者による田舎体験民宿は開設できない。また、四国八十八箇所の札所周辺での小規模な民宿（へんろ宿）の開設についても認められない。

効果 農山漁村の体験宿泊を実施できる施設や観光地周辺での小規模な宿泊施設の増加により、地域の活性化につなげる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(2) 地域振興のための地方の独自性の発揮

提言 33 社会資本整備総合交付金の対象事業の拡大

提言 都市公園施設全般に対象を拡大する。

規制の根拠 社会資本整備総合交付金交付要綱

支障事例 都市公園施設として整備される野球場やサッカー場などのスポーツ施設は、交付金の対象となっているが、動物園の獣舎等のリニューアル事業については、同じ都市公園施設でありながら交付金の対象外とされている。

効果 継続的なりニューアルにより、地域活性化につながる。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(3) 地域経済を支える企業活動への支援拡大

提言 34 企業立地促進条例による地方税の課税免除に伴い交付税措置される資産の取得価額要件の緩和

提言 対象施設及び土地についての価額要件を緩和する。

規制の根拠 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令

支障事例 施設及び土地の取得価額の合計が 2 億円を超えることが条件の一つとなっており、条件の高さから適用事例が少なく、企業誘致の誘因としては不十分なものとなっている。

効果 企業の新規立地や設備投資が促進され、新規雇用の増加などの波及効果が期待される。

3 自治体の創意工夫による地域経済の活性化

(3) 地域経済を支える企業活動への支援拡大

提言 35 過疎地域への設備投資に対する地方税の課税免除に伴い交付税措置される業種の拡大

提言 運輸業、卸売業を追加するなど、対象業種を拡大する。

規制の根拠 過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

過疎地域自立促進特別措置法において、地方税の課税免除等に伴い地方交付税が措置されるものの、現在の対象業種は、製造業、情報通信技術利用業、旅館業に限られ、範囲が狭すぎる。

支障事例

【地方税の課税免除等に伴い交付税措置される業種】

○企業立地促進法

製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所

○過疎地域自立促進特別措置法

製造業、情報通信技術利用業、旅館業

効果 過疎地域への設備投資が増加し、地域活性化につながる。

お わ り に

本提言は、昨年の安倍内閣発足以降の、日本経済の再生に向けた国を挙げた取り組みに、「現場の視点に立った規制緩和」を加えることが、より地方経済の再生につながるとの思いから、愛媛県内の自治体職員、民間企業等からの声を集約したものです。

地域経済は、経済のグローバル化や産業構造の変化の中、その地域特有の様々な課題を抱えており、地域が自らの創意工夫で課題を解決し地域経済を活性化しようとする場合、全国一律に設定された規制がハードルとなることが多くなっています。

「全国一律」の規制が「地域の実情に応じた」ものに緩和され、地域の創意工夫による地域経済の活性化が日本経済の再生につながっていくよう、今後とも地方の現場から声を上げる努力を続けていきたいと考えています。

